

社会福祉法人目黒区社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成18年5月30日
規程第1号一部改正

平成29年2月13日
規程第5号一部改正

平成29年6月28日
規程第1号一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人目黒区社会福祉協議会（以下「法人」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、次に掲げる者で勤務形態が非常勤であるものをいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 定款第7条第1項の規定に基づく評議員選任・解任委員会の委員
- (5) 定款第36条第1項の規定に基づく次の部会又は委員会の委員

ア 権利擁護センター「めぐろ」運営等審査会規程に基づく権利擁護センター「めぐろ」運営等審査会の委員（以下「権利擁護センター運営等審査会委員」という。）

イ 社会福祉法人目黒区社会福祉協議会あいネットプランⅢ推進委員会要綱に基づく社会福祉法人目黒区社会福祉協議会あいネットプランⅢ推進委員会の委員（以下「あいネットプランⅢ推進委員会委員」という。）

ウ 共同募金会目黒区配分推薦委員会要綱に基づく共同募金会目黒区配分推薦委員会の委員（以下「共同募金推薦委員会委員」という。）

(報酬)

第3条 役員等のうち、前条第2号の監事及び第5号に掲げる者が会議への出席等の勤務をした場合（同条第2号の監事にあつては、公認会計士又は税理士である監事が監査業務に従事した場合に限る。）は、これらの者に対して報酬を支給する。

2 前項の規定による報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 監事 日額 40,000円
 - (2) 権利擁護センター運営等審査会委員 日額 15,000円
 - (3) あいネットプランⅢ推進委員会委員
 - ア 委員長の職にある委員 日額 18,000円
 - イ 学識経験者である委員 日額 12,000円
 - ウ 学識経験者以外の委員 日額 3,000円
- 3 前項第1号の規定により監事に対して支給する報酬の額の各年度における総額は、8万円を超えない範囲内の額とする。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は役員等として勤務した当日又は勤務が終了した後、すみやかに勤務日数により計算した総額を現金で本人に支給する。ただし、本人の同意がある場合は、口座振替の方法により支給することができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務のため旅行したときは、費用を弁償する。

2 役員等が会議への出席その他の勤務を行うため旅行したとき又は職務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、費用弁償として日額3,000円を支給する。ただし、第3条の規定により報酬が支給される場合は、費用弁償は支給しない。

3 前項に定める場合のほか、役員等が職務のため旅行したときは、社会福祉法人目黒区社会福祉協議会職員旅費規則（平成17年3月規則第8号）（以下「職員旅費規則」という。）が適用される職員の例により支給する。

(費用弁償の支給方法)

第6条 費用弁償の支給方法は、職員旅費規則の適用を受ける職員の例による。

(役員等の報酬等の支給の基準としての公表)

第7条 法人は、この規程の定めるところをもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に規定する評議員会の承認を受けた役員等（第2条第4号及び第5号に掲げる者を除く。）の報酬等の支給の基準とし、この規程の公表をもって、同号の規定による当該基準の公表とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

付 則

この規程は、平成18年5月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成29年2月13日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する